

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年8月29日  
東近江市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		東近江市 上麻生町地先他	無	R 6 年度 ~ R 10 年度	農事組合法人 上麻生営農組合
		○		東近江市 長町地先	無	R 6 年度 ~ R 10 年度	長営農組合
		○		東近江市 神田町地先他	無	R 6 年度 ~ R 10 年度	農事組合法人 みかべファーム
		○		東近江市 小田苜町地先他	無	R 6 年度 ~ R 10 年度	中嶋 忠史